

平成28年9月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年9月21日(水) 午後4時00分～午後5時12分

○ 場 所 守口市役所 1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

スポーツ・青少年課 阪本 和也 保育・幼稚園課長 大西 真裕

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第50号 守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第50号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」につきまして御説明申し上げます。

施設の電気工作物の設置につきましては、電気事業の規定により保安規程を定めなければならないとされており、当教育委員会の施設におきましても電気工作物の保安規程を定めているところでございます。今回の改正でございますが、本市庁舎が旧三洋電気本社ビルを新庁舎として移転することに伴いまして、守口市教育センターにつきましても、新庁舎へ移転いたします。つきましては、教育センターの施設の電気工作物の保安を必要なくなることから、規程の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条の表中「守口市教育センター」の項を削除するものでございます。なお、附則におきまして、施行日は平成28年10月31日と定めようと

するところであります。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 保安規程には守口市立学校及び幼稚園の全てが含まれているのか、また保安の委託はされているのか、市でされているのか教えてください。

○事務局 教育施設の電気工作物につきましては、守口市市立学校全てに電気工作物を設置している状況でございます。幼稚園につきましては、施設の規模もあり、低圧電気を受電しているため、電気工作物の設置はないとなっております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第51号 平成28年度教育委員会表彰について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第51号「平成28年度教育委員会表彰について」御説明いたします。

教育委員会表彰は、守口市教育委員会表彰規程により、教育委員会事務局及び市立学校並びに教育機関の職員、市立学校の児童・生徒、その他守口市立学校及び教育委員会の関係団体に所属する方々を対象に、多年にわたる功績に対し、または競技等に優秀な成績を収められた方々に表彰するものでございます。

それでは、表彰者名簿につきまして御説明させていただきます。9月7日の教育委員会表彰選考会に、教育委員会事務局の関係部・課長が出席し選考を行いました。候補者名簿1ページから5ページまでが一般功労者で27名。6ページから8ページまでが競技関係等で12名1団体。9ページが学校関係者の永年勤続者3名。計、42名1団体の候補者及び団体となっております。以下、敬称を省略して進めさせていただきます。

まず、一般功労者関係でございます。1ページをご覧くださいますようよろしくお願いいたします。保健給食課からは学校医として北西(きたにし)剛(つよし)から4ページの学校歯科医の常喜(じょうき)俊也(としや)までの23名は、表彰規定第3条第3号細部基準Bランクの10年以上の役職にあったものに該当いたします。同ページの保健給食課、保育・幼稚園課からは幼稚園医・学校医として房(ふさ)岡(おか)徹(とおる)1名で、表彰規

定第3条第3号細部基準Bランクの10年以上の役職にあったものに該当いたします。5ページにまいりまして、スポーツ・青少年課からスポーツ少年団空手部会指導者の渡瀬(わたせ)英梨子(えりこ)から同ページのスポーツ少年団拳法部会指導者の真木(まき)保子(やすこ)までが表彰規定第3条第3号細部基準Bランクの10年以上の役職にあったものに該当いたします。

続きまして、競技関係でございます。6ページ、学校教育課からは市立庭窪中学校3年の奈須(なす)一樹(かずき)が第56回全国中学校水泳競技大会に出場され、200m背泳ぎ競技で第2位の成績をおさめられました。市立第一中学校準硬式野球部は、第69回大阪中学校総合体育大会で優勝し、表彰規定第2条第3号に該当いたします。同ページ、スポーツ・青少年課から市立守口小学校5年中川(なかがわ)球太郎(きゅうたろう)は、第28回全日本小学生相撲大会に出場され、市立佐太小学校4年前(まえ)田(だ)翔竜(かける)は、第32回わんぱく相撲全国大会に出場でございます。7ページにまいりまして、市立南小学校6年の中村(なかむら)真之助(しんのすけ)、市立守口小学校6年の正井(まさい)遥希(はるき)は第32回全国小学生陸上交流大会、男子4×100mリレーに出場、第2位の成績をおさめられました。市立第一中学校1年竹田(たけだ)佳希(よしき)は第54回大阪府スポーツ少年大会バトミントン競技の部少年男子の部で優勝。市立守口小学校櫻井(さくらい)大輝(だいき)は第53回及び第54回大阪府スポーツ少年大会バトミントン競技の部幼年男子3・4年の部で優勝、市立八雲小学校5年の菊池(きくち)未芙(みう)と熊谷(くまがい)麻(あさ)は第53回大阪府スポーツ少年大会バトミントン競技の部幼年女子3・4年の部ダブルスで優勝。8ページにまいりまして、市立第一中学校1年吉見(よしみ)綾乃(あやの)・米田(よねだ)さらは第53回大阪府スポーツ少年大会バトミントン競技の部幼年女子5・6年の部ダブルスで優勝。以上、表彰規定第2条第3号に該当いたします。次の兵庫大学3回生石橋(いしばし)雄太(ゆうた)は第60回全日本学生ウエイトリフティング新人選手権大会で第6位入賞。表彰規定第3条第2号に該当いたします。

最後に、永年勤続者でございます。9ページ学校教育課から市立梶小学校校長多井中慶司、市立金田小学校栄養教諭田崎(たざき)静(しずか)、さつき学園指導教諭橋本(はしもと)浩一(こういち)、3名は表彰規定第1条第3号に該当いたします。

以上、誠に簡単な説明ですが、御審議のうえ、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員 空道競技というものが出てきましたが、これはどういう競技ですか。

○事務局 空道競技とは、空手から発展した競技でございまして、投げ、絞め技、関節技などが可能な競技でございます。

○委員 空道の大会が開かれるようになったのは、結構最近のことと思うのですが、一般的に認知度は高い競技なのでしょうか。

○事務局 以前からあった競技ではあると思うのですが、近年の格闘技ブームで注目されだした競技でして、直近の表彰では今回が初めてだということでございます。

○委員 機構改革がされて、青少年育成指導委員会やスポーツ推進部会などが市長部局に移行されたのは理解しますが、教育委員会表彰の細部基準に青少年団体協議会とありますが、これはどういう団体ですか。

○事務局 青少年団体協議会とは、守口市の社会教育関係団体に該当している団体でございまして、サークル等もございまして、茶道や華道、ボーイスカウトなどを大きく含めまして青少年団体協議会という名称になってございます。社会教育関係団体としまして、市の補助団体の1つでございまして。

○委員 スポーツ推進委員の方や青少年育成指導員の方が、表彰の規定から抜けてしまうことがないように、市に移れば細部基準も変わってまいりますよね。

○事務局 委員が御指摘のスポーツ推進委員、青少年育成指導員につきましては、従前ですと教育委員会では10年で表彰対象といたしたところでございますが、教育委員会とは別に市長部局が行っている市民一般表彰というのがございまして、その中で今申し上げましたスポーツ推進委員、青少年育成指導員につきましては、15年で表彰の対象となっております。

○委員 どこで表彰することになるかはともかくとして、組織改変に伴って、今まで表彰対象であったのが、間になって抜け落ちることのないようにお願いします。

○上記質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第52号 平成28年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて

【説明要旨】

○事務局　それでは、議案第52号「平成28年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」を御説明させていただきます。

今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月19日に全校参加で実施され、その結果が8月17日に本市に、18日には市内各校へ文部科学省より送付されましたが、中学校部分の調査における集計漏れに伴い、調査結果の公表日を延期し、それ以前の公表を行わないよう通知がありました。その後、公表日を平成28年9月29日とする旨の通知がありましたことから、市全体の結果概要につきましては、本来でありましたらこの場で御審議いただくべきところでございますが、後日改めて御報告させていただくこととし、本日は調査結果の取り扱いについて御審議いただきたいと存じます。

調査結果の取り扱いにつきましては、市町村教育委員会においてそれぞれの判断で実施要領に定める配慮事項に基づき、公立学校全体の結果に加え、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であると、平成26年度の調査から実施要領が変更され、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容、方法等については事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校間の順位付けは行わないなどの配慮事項が示されております。実施要領の変更及び本市の状況を踏まえた本年度の調査結果の取り扱いについて、事務局としての案を説明させていただきます。

まず、基本的な考え方としては「児童・生徒の学力・学習状況についてはこれまでに一定の成果が見られているところであるが、今後も学校での授業改善を進め、一層の改善を図るべきものである。児童・生徒の学力向上を図るため、各学校における調査結果の分析においては平均正答率などの数値に基づく分析を充実させ、課題及び目標を明確にしたうえで、学校・家庭・地域がそれらを共有し、家庭での学習習慣並びに生活習慣の改善に向けた啓発など学校・家庭・地域が連携して具体的な取り組みを進める必要がある。」としております。この考え方に基づき、教育委員会といたしましては、これまでと同様に本市立学校全体の教科に関する調査、及び質問紙調査の結果概要を公表したいと考えております。

各校の公表内容及び方法等につきましては、次のとおり教育委員会から各校へ指示したいと考えております。まず、公表時期については各校で分析を行う必要があるため、結果が到着した約1カ月後の10月中にと考えております。次に、公表内容については、1、

調査目的。2、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること。3、教科に関する調査の平均正答率。4、質問紙調査において課題がみられる回答状況。5、分析結果。6、分析結果を踏まええた今後の改善方針を示すこと。ただし、平均正答率については個人の結果が特定されるおそれがあるため対象児童・生徒が10人以下の場合は示さないと考えております。平均正答率を示さない場合の10人以下については、平成24年度の大阪府の学力調査の調査結果の個人票に学校の平均正答率が示された際の配慮基準に準じております。最後に、公表方法については課題及び目標を、学校・家庭・地域が連携して具体的な取り組みを進める必要があることから、ホームページ等広く公表するのではなく、各校の学校だより等の文書の配布を考えております。調査結果の取り扱いについての案は以上でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 今年も学校だよりを通じて公表されるのでしょうか。また、昨年度は学校だよりを配布しての公表であったと記憶していますが、保護者や市民からの反応、質問等はありませんでしたか。

○事務局 昨年度につきましては、保護者からの反応は特にないという状況でございます。

○委員 学校のことだけでなく、市民に対する周知や反応についてもきちんと説明をお願いします。

○事務局 配付方法につきましては、保護者には学校から生徒・児童に学校だよりを配布し、それを通して周知する。市民には、昨年度までは公民館地区運営委員会等で校長が地域の代表の方々に学校だよりをお配りしております。

○委員 一般市民はコミュニティセンターへ行けば閲覧できるのでしょうか。

○事務局 コミュニティセンターで閲覧できるわけではございません。以前までは、公民館地区運営委員会という会議の中で、毎月各学校長が学校だよりを配付しておりまして、その中で学力調査の結果についても載っているという状況でございます。

○委員 学力調査の基本的な考え方は、児童・生徒の学力向上を図るため、調査結果を分析し、課題及び目標を明確にした上で学校・家庭・地域が情報を共有し、生活習慣や

学習習慣の改善に向けた啓発に取り組むとなっておりますね。学校・家庭・地域が連携することが最も大事であると思いますが、なかなか難しいことです。しかし粘り強く、積極的な情報共有を心がけて、何か反応があればそれを取り入れていくなどして、工夫をしていただけますよう、お願いしておきます。

○事務局 中学校定期考査時期に、家庭学習週間としまして、1週間程度の定期考査の期間中には、小学生も中学生と共に、ゲームやテレビをやめて勉強しましょうということ、学校・地域・家庭が連携して行っています。一つの校区から始まった取り組みでしたが、現在は多くの校区に広がりつつあり、推進しております。また家庭学習週間の取組みにつきましては、学校からの情報発信を受けまして、地域の方がポスターを作成していただくなどの御協力をしていただいている状況もございます。

○委員 日本の大学生は世界的に家庭での学習が極めて少ないというデータが出ておりました、おそらく小学生の頃から予習や復習に充てる時間が少ないのではないかと思います。ですから小学生の頃から勉強する習慣を身に付ける、なかなか大変な課題ですけれども、具体的な取組みを考えていく必要あると思います。

○事務局 それに関しまして、本市では昨年度から分析を始めておりました、はっきりしていることは、家庭で全く勉強していない児童・生徒が全国平均の約2倍もいることです。これをどのようにして減らしていくのかということで、昨年度は家庭教育冊子を中学1年生に配布し、学校で毎日点検することで、家庭での学習を習慣づけていく取組みを行いました。今年度は中学1・2年生を対象とし、また家庭で学習できない生徒につきましては、市費負担教職員が放課後学習を指導しております。これらは全国学力テストの分析の結果、行っている取組みであります。

また、小学校につきましては、まだ問題改善に至っていないということで、今後の対応を考えているところです。主に授業改善や地域ボランティアに御協力いただいている放課後学習をどのようにしていくのかということで、家庭状況と非常に絡む部分も多いので難しい問題ではありますが、引き続き議論を重ねてまいりたいと思います。

○委員 保護者等に対して学校だよりによる公表はよいと思いますが、子ども達が学校からの文書を親に渡していないことが多いので、学校からも保護者に渡るような工夫や対策をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

○上記質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

報告第6号 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、報告第6号「守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）は、第9条第2項の条例で定める事務であって、他機関との情報連携の対象となる独自利用事務を行うに当たり、特定個人情報の利用が必要であり、守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うことから、当該条例の一部を改正する条例案を、守口市議会9月定例会に議案として提出しようとするものです。そのためには教育委員会に意見を聞く必要がありますが、緊急を要したため、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、教育長による臨時代理いたしましたので、次のとおり報告いたします。

別表第3の1の項中、「地方税関係情報であって規則で定めるもの」に「住民票関係情報であって規則で定めるもの」を追加し、附則におきまして、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

【審議状況】

○委員 「住民票関係情報であって規則で定めるもの」と追加するという事です。マイナンバー制度に係っての話でありますね。

○事務局 こちらはマイナンバーに係る条例の改正でございます。

表には、「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則に定めるもの」と記載しておりますが、こちらは守口市内の児童・生徒の約25%が就学援助を利用しておりまして、その項目の中に、医療券の発行事務がございます。学校健康安全法で定められた医療、例えば虫歯等の治療に係る際の費用が無償で受けること

ができます。今後マイナンバーを活用することによって、市民の方々が住民票等の提出をすることなく事務手続を完了できるようにするため、この規定が必要となってまいります。

マイナンバーにつきましては、基本的に活用できる範囲が定められておりまして、そこに定められていないものにつきましては、条例で定める必要があることから、今回追加をさせていただくものです。

○委員 先ほどの説明では、マイナンバーを使うけれども、市民に対して提出の強制力はまだなく、協力を求めるかたちであると解釈をしました。これずっと協力を求めるかたちであるのか、若しくは提出の義務が発生する時期が来るのかについて少し説明をお願いします。

○事務局 マイナンバーの取り扱いは教育委員会の事務だけではなく多くの事務に係る部分がございます、その点につきましては、地方公共団体の裁量権の中で判断していくものではないと考えております。当然、法律が第一義となってまいりますので、それは国が検討されるべき事項であると考えております。

○上記質疑の後、原案通り承認。